

第 8 期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び 第 4 期障がい児福祉計画策定に関する基礎調査業務仕様書

1 業務の目的

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく「障がい者計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「障がい児福祉計画」を改定するための基礎調査を行う。

2 概要

- (1) 業務名称 第 8 期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び第 4 期障がい児福祉計画策定に関する基礎調査業務
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (3) 委託内容 基礎調査として、アンケートの作成、実施、集計、分析

3 委託内容

- (1) アンケートの作成・配布・回収

障がい者計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定するために必要な調査内容の作成・配布・回収【参考：前回調査実施令和 5 年 2 月】

- (2) アンケート調査の集計及び分析

ア 調査対象

- ①身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者及びその家族
（対象者約 1,000 名）【参考：前回調査票 14 ページ（36 項目）回収率 42.9%】
- ②15 歳以上の一般市民
（対象者約 1,000 名）【参考：前回調査票 8 ページ（13 項目）回収率 52.5%】

イ 集計及び結果分析作業（結果の図表・グラフ化、自由回答のまとめを含む）

ウ 報告書の作成（分析結果のコメント等を含む）

4 成果品

- (1) アンケート調査結果報告書

- ①A4、1 色刷り、両面印刷 2 部（簡易印刷）、電子データ 1 部
- ②①を収めた電子媒体一式（ワード・エクセルで作成したファイル及び PDF）を USB メモリで提出すること。

5 その他

- (1) この業務委託による成果品及び派生する権利など副産物は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は承諾を受けないで他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。
- (2) 受注者は、発注者が提供する情報等を本業務以外で使用してはならない。
- (3) 受注者は、本業務により知り得た情報を漏らしてはならない。
- (4) 受注者は、アンケート調査の内容について、発注者と協議のうえ作成するものとする。
- (5) 受注者は、調査の分析及び業務進行について、発注者と協議しながら行うものとする。
- (6) 受注者は、本仕様書に明示していない事項については、必要の都度、発注者と協議しながら行うものとする。